(第七条関係)		(傍線部分は改正部分)
改正案	現	行
公共団体の援助)		
校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは 第十七条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学	校の前期課程又は盲学校、聾学等十七条 地方公共団体は、そのほ	聾学校若しくは養護学校の小学部若しくはその設置する小学校、中学校、中等教育学
中学部の児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのあ	中学部の児童又は生徒が、伝染ま	中学部の児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのあ
る疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受け	る疾病で政令で定めるものにから	る疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受け
たときは、当該児童又は生徒の保護者(学校教育法第二十二条第一項	たときは、当該児童又は生徒の5	たときは、当該児童又は生徒の保護者 (学校教育法第二十二条第一項
に規定する保護者をいう。) で次の各号のいずれかに該当するものに	に規定する保護者をいう。) で	に規定する保護者をいう。) で次の各号のいずれかに該当するものに
対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援	対して、その疾病の治療のための	対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援
助を行うものとする。	助を行うものとする。	
一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規	一 生活保護法 (昭和二十五年)	(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規
定する要保護者	定する要保護者	
二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮	二 生活保護法第六条第二項に	生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮
している者で政令で定めるもの	している者で政令で定めるもの	0
(国の補助)	(国の補助)	
第十八条 国は、地方公共団体が前条の規定により同条第一号に掲げる	第十八条 国は、地方公共団体が	地方公共団体が前条の規定により援助を行う場合には
者に対して援助を行う場合には、予算の範囲内において、その援助に	、予算の範囲内において、その気	において、その援助に要する経費の一部を補助するこ
要する経費の一部を補助することができる。	とができる。	
2 (略)	2 (略)	